

2. 生活の管理と契約① ～ルールや約束、契約の理解・選択～

概要	日頃、商品・サービスの購入が、契約であることを意識している人は少ない。契約に関する正しい知識をもたないまま消費生活を送ると経済的なトラブルを起こしやすい。契約・金融・経済のしくみを知り、社会構造の概要を認識することで、問題点を見つけ、トラブルにあわないための原理原則を身に付けることが必要である。		
指導目標	<ul style="list-style-type: none"> ・契約に関する基本知識を身に付けさせる。 ・【若者によくある消費者被害】【稼げないアルバイト】被害にあわないための考え方・行動、被害にあった場合の解決に向けた適切な対応ができるようにさせる。 ・【クレジットカードとキャッシュレス化】非現金決済(以下「キャッシュレス決済」という)について、合理的な使い方を考えさせる。 ・自分だけでなく周囲にもアドバイスできるような知識、視点、能力を身に付けさせる。 		
指導計画	<p>[導入] 契約とは何か、その法的効果について理解する。</p> <p>[展開] 【若者によくある消費者被害】【稼げないアルバイト】教材から知った身近な事例について意見を出し合い、被害原因を考え、被害にあわないための注意点を知るとともに、消費者市民としての行動について考える。</p> <p>【クレジットカードとキャッシュレス化】キャッシュレス決済についてのメリット・デメリットを知り、計画性のある使い方や消費者市民としての行動について考える。</p> <p>[まとめ] 契約やキャッシュレス決済の特徴について正しく理解し、消費者市民としての行動につなげることができるようにする。</p>		
	時間	学習内容・活動	指導上の留意点
導入	10分	・教材③-1を見て、クイズで契約とは何かを知り、消費者の権利と義務について理解する。	・口約束でも契約が成立することや一方的にやめることができないことなど、契約についての基本的な知識について認識させる。
各ワークはいずれかを選択・組み合わせて使うことができます。			
展開	35分	<p>若者によくある消費者被害 ワーク③ 教材③-2(1)(2)(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【ワーク③-①(1)(2)(3)】教材③-2(1)(2)(3)の被害事例を見て意見を出し合い、勧誘方法の特徴を書き出して共通点を探すとともに、トラブルにあいやすい人について考える。 ・【ワーク③-①(4)】トラブルにあわないためのポイントを出し合う。 ・【ワーク③-②】被害が多い架空請求事例を身近なものとして考え、契約の知識を再度確認し、被害にあった時の適切な対応方法を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害事例について自由に意見を出させる。教材事例を見て、見聞きした事例があれば発表させる。また消費者トラブルの問題点を理解させることで、勧誘された時に適切な判断ができる力を身に付けさせる。 ・相談窓口(P37参照)や未成年者取消権(P11④参照)を理解させる。 ・消費者市民として被害の拡大防止のための注意事項を理解させる。
	35分	<p>稼げないアルバイト ワーク④ 教材④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【ワーク④-①②】教材④の被害事例を見て、問題点を書き出して共通点を探るとともに、生活への影響を考える。 ・【ワーク④-③】被害にあわないために身に付けておきたい知識・考え方や被害にあった時の適切な対応方法を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害事例について自由に意見を出させる。アルバイトの準備として多額の金銭負担があることに疑問を持たせる。 ・被害防止のために重要なことを理解させる。 <ul style="list-style-type: none"> ◦消費者トラブルの事例を知ること ◦契約内容を理解すること ◦相談窓口を知っておくこと

		クレジットカードとキャッシュレス化 ワーク⑤ 教材⑤	
展開	35分	<ul style="list-style-type: none"> ・【ワーク⑤-1】、【2】教材⑤を見て、キャッシュレス決済のメリット・デメリットを書き出すとともに、キャッシュレス決済のトラブル、その原因について考える。 ・【ワーク⑤-3】キャッシュレス決済のトラブルについて、消費者市民としての行動を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分だけでなく家族や知人が使っているものなども思い出し、特徴を考えさせる。 ・ワーク⑤-1のメリット・デメリットからキャッシュレス決済のトラブルの原因を考えさせる。返済不能になると将来にも影響する可能性があることを認識させる。 ・デメリットも理解して使用することで、トラブルを避けるとともに、トラブルにあった際は消費生活センターなどに相談するなど次の被害を生まない行動を認識させる。
	まとめ	5分	<ul style="list-style-type: none"> ・契約について正しく理解することが安全・安心な暮らしにつながることを認識する。 ・相談・情報提供することで社会へ影響をもたらすことを確認する。



こんな活用もできます

- ・「消費者基本法」から消費者の8つの権利を取りあげ、それぞれの権利とそれに伴う責任を具体的に考える……公民・家庭
- ・「消費者契約法」や「特定商取引法」で規定される取消事由があてはまる状況を考える……公民・家庭
- ・教材③ を参考にクーリング・オフ書面を作成する……公民・家庭
- ・インターネット上での情報の真偽について考える……情報
- ・キャッチセールスやマルチ商法などの勧誘を受けたときの断り方を考える……特別活動



未成年者の契約

未成年者は、一人では有効に法的な行為(契約など)をすることができません。未成年者は知識や経験が不十分で、判断能力が未熟であるため、保護する必要があると考えられているからです。

未成年者の契約は法定代理人(通常は親権者である父母)の同意を得なければならないものと定め、同意を得ないで契約した時は、法定代理人または未成年者本人がその契約を取り消すことができます。

未成年者が単独でできる行為には、以下のようなものがあります。

- ①単に権利を得たり、義務を免れたりする行為
- ②法定代理人が目的を定めて処分を許した財産を、その目的の範囲内で使用する場合や、目的を定めずに自由に処分を許した財産を使用する場合
- ③法定代理人が未成年者に営業活動を認めた場合
- ④結婚した未成年者が契約した場合

未成年者が自分が成年者であるとうそをついたり、保護者の同意があると偽った場合は、未成年者を保護する前提を欠くので、民法第21条「詐術」にあたりと判断され、取消できなくなることがあります。単に父母の同意を得ているかとの質問に「はい」と答える程度ではなく、人の誤認を招くような積極的な言動がある場合が「詐術」にあたりとされています。販売業者が未成年者に対し生年月日を偽るよう指導した場合は、販売業者が保護に値する相手方とはいえないので、取消ができます。

(参考：2015年版、2016年版「くらしの豆知識」(国民生活センター発行)より一部引用し編集して作成)

◇成人年齢を18歳に引き下げる民法改正案が成立すれば、これまで保護されていた18、19歳は成人として扱われるため、消費者トラブルにあった場合は、今までのような保護を受けることができなくなる可能性がある。高校在学中に契約に関する基本知識を身に付けさせることが重要である。